

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
○道路の区域を変更する件三件 三七
- 公告
○土地区画整理組合の理事の就任について届出があった件 三六
- 福島県教育委員会
○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 三六

告示

福島県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道本宮 熱海線	本宮市荒井字三本松一 〇三番地先から 同 市荒井字甲斐五六 番一地先まで	変更前 変更後	一三・一 二三・一	三六五・一
		変更後	一四・五 五一・三	三六五・一

福島県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道飯坂 瀬ノ上線	福島市宮代字小袋坂五 四番一地先から 同 市宮代字田中二三 番一地先まで	変更前 変更後	六・五 一一・五	二二一・七
		変更後	六・五 二一・四	二二一・七

（道路計画課）

福島県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和八年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町大桃 字平沢山二番三地先か ら 同 郡同 町大桃 字平沢山一〇四一番一 地先まで	変更前 変更後	一〇・二 五〇・二	一五七・七
		変更後	一〇・二 五〇・二	一五七・七

公 告

(道路計画課)

公告第百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨届出があった。

令和八年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏 名	住 所
直江 市治	伊達市保原町上保原字寺前三十七番地七
佐藤 眞也	同 市中畑十九番地
黒須 一郎	同 市岡前六十九番地二
菊田 正男	同 市北後三十六番地二
松浦 吉広	同 市馬場口四十番地一
松浦 幹夫	同 市伏黒字館ノ内三十三番地一
菊田 真利夫	同 市中畑二十五番地

(まちづくり推進課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年七月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令和八年七月二十八日から施行する。

(教育総務課)